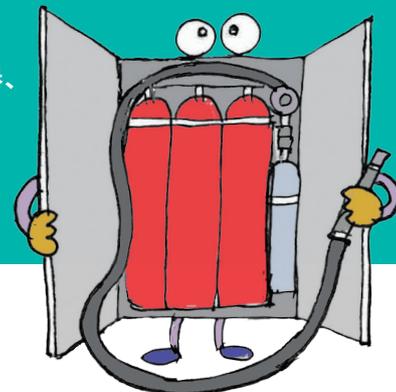


知っていますか？

パッケージ型消火設備のこと

パッケージ型消火設備とは、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤を放射して消火を行う設備で、ノズル、ホース、消火薬剤貯蔵容器、加圧用ガス容器等によって構成され、一つの格納箱に収納されています。一定の設置要件を満たした防火対象物において、屋内消火栓設備に代えて設置することができるものです。



中身はこんなカンジ
ココにすべて
まとまっています。

ノズル

コックを開いて使用します。

加圧用ガス容器

消火薬剤を放射させるためのガスが充填されています。

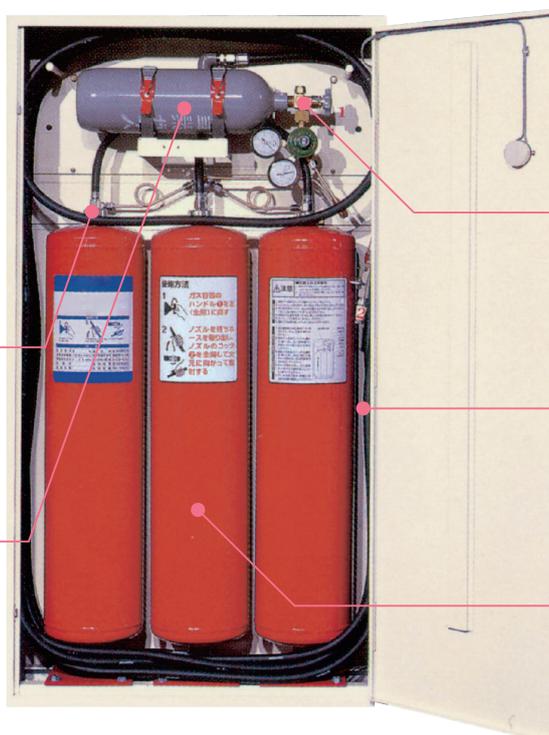
ガス容器バルブ (容器弁・放出弁)

使用時に開いてください。

ホース

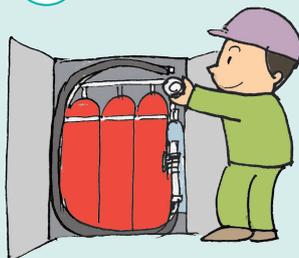
20m以上の長さがあります。

消火薬剤貯蔵容器



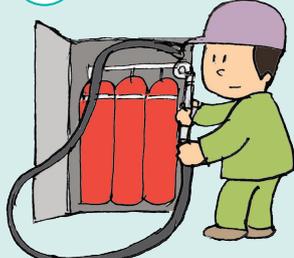
使用方法

1



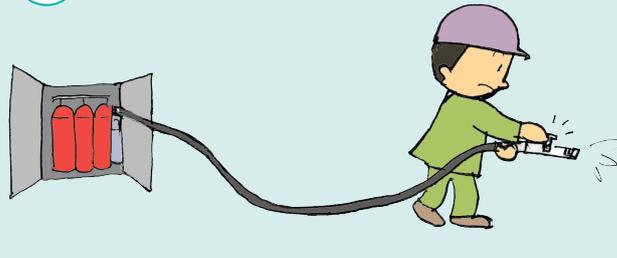
扉を開けて加圧用ガス容器のバルブを開く(全開)

2



ノズルを持ち、ホースを取り出し延ばす

3



ノズルを火元に向けホース先端にあるノズルのコックを開き(全開)放射する

設置の条件については裏面へ▶▶▶

設置することができる防火対象物

消防法施行令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物
又はその部分のうち、以下の対象物に設置できます。

※地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれがある場所は対象から除かれます。

消防法施行令別表第1

(1)項～(12)項 もしくは (15)項

又は(16)項(複合用途防火対象物)の(1)項～(12)項もしくは(15)項の用途に供される部分

※指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く)を危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。

設備の種別と条件

放射性能、消火薬剤の種類や貯蔵量などが異なるI型とII型があります。

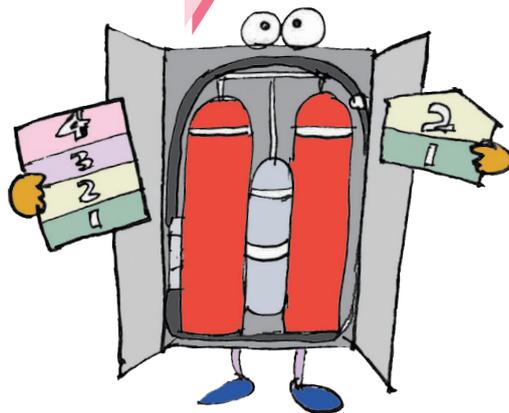
安全性を考慮して種別ごとに設置条件が決まっています。

CHECK!

建物構造
階数
延べ面積

		耐火建築物	耐火建築物以外
I型	地階を除く 階数	6以下	3以下
	延べ面積	3,000㎡以下	2,000㎡以下
II型	地階を除く 階数	4以下	2以下
	延べ面積	1,500㎡以下	1,000㎡以下

II型はカバーできる面積が
ちょっと小さいです。



設置する場合は、事前に管轄の消防機関に設置方法など詳細についてお問い合わせください。

消防用設備等は火災時に正しく作動するように、適正に維持管理することが大切です。

▶ 防火対象物の関係者は、消防用設備等を点検し、
報告する義務があります。(消防法第17条の3の3)

機器
点検

6か月ごと

総合
点検

1年ごと

▶ 一定規模以上の建物の管理権原者は、防火管理者を定め消防計画に基づく消防用設備等の点検及び整備を含む
防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。(消防法第8条第1項)



点検が実施されず消防機関に報告されていない場合は、消防法に基づく命令や罰則の対象となります。

問合せ先

諫早消防署 予防設備課 ☎0957-22-0119

大村消防署 予防設備課 ☎0957-52-4138

小浜消防署 予防設備課 ☎0957-74-3231

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター

